

「佐伯市立鶴見中学校いじめ防止基本方針」（令和7年4月改訂）

令和7年4月1日

1 いじめ防止等のための基本的な方針

（1）基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめ防止等のための対策を行う。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校でも起こりうるものである。
- ② いじめは人権侵害そのものであり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見が困難である。
- ④ いじめは行為の態様により暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは被害生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する行為である。
- ⑥ いじめは心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与える行為である。
- ⑦ いじめは生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。
- ⑧ いじめは学校内で組織的に対応することはもとより、学校、家庭、地域社会など関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって連携して取り組むべき問題である。

（2）いじめの禁止

生徒は、いじめを行ってはならない。

（3）学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめとは

（1）いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、一定の人的関係にある他の児童生徒等が心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。【引用；平成25年「いじめ防止対策推進法」】

（2）具体的な行為の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる、仲間はずれ、集団で無視をする。
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする。
- ・金品を強要される。
- ・持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせられたり、されたりする。
- ・インターネットやメール、電話などで誹謗中傷されたり嫌なことをされたりする。など

※いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なもの、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものなど直ちに警察に通報が必要なものも含まれる。

(3) いじめに対する基本的な考え方

いじめは「どの生徒にも起こりうる」ことを踏まえ、学校「いじめ対策委員会」を置くものとし、学校におけるいじめ問題克服のために、組織的に取り組むことを基本とする。

(4) いじめの集団構造と態様

「いじめ」は加害者が「いじめ」であるとの認識が乏しい中で行われており、加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」として、はやし立てたり、面白がったりする存在にも注意を払う必要がある。集団全体にいじめを許容しない雰囲気を醸成するようとする。

(5) いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに係る行為が止んで、3ヶ月を経過していること。

②いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

※「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、

学校の教職員は、当該いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察し、適宜適切な指導と支援を行う。

3 いじめに対する基本的取組

(1) いじめの未然防止

いじめは、どの生徒にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、生徒に対し、人間にとって絶対に許されない卑劣な行為であり、どのような社会にあっても、いじめはいじめる側が悪いということを明確且つ毅然とした態度で示す必要がある。

さらに、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が最も重要であり、全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取り組みが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に豊かな情操や道徳心、互いの存在を認め合い尊重し合う共感的な態度を養うことが必要である。

加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる魅力ある学校づくりも重要である。

【教師の姿勢】

生徒は、教師の立ち居振る舞いや言動に大きく影響される。そのため、常に見られていることを意識し、緊張感を持って正しい倫理観や道徳観、人権意識を感じさせる存在でなくてはならない。「いじめはさせない、許さない」と明言することも必要であるが、自己開示をする中で共感的な信頼関係を構築することも重要である。

【学級経営】

多くのいじめが学級や部活動といった閉じた人間関係の中で発生する。よって学級のあり方が重要であると考えられる。具体的な取り組みとしては以下の通り。

- ・生徒理解を深め、信頼関係を築くための細やかな生徒の観察、日常の声かけ、日記指導。
- ・グループエンカウンターなどの手法を使い、好ましい人間関係の構築や自己肯定感を高める活動。
- ・Q-U調査を利用して学級の実態を把握・分析し、実態に即した対応をする。
- ・いじめについて扱うだけでなく、正しい道徳観を身につけるための道徳、人権学習を充実させる。
- ・教室等の環境整備を行う。
- ・学校や学級の様子を通信などで知らせる。

(2) いじめの早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で発生、進行するものであり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかと疑いを持って積極的に情報収集を行い認知することが必要である。また、ふざけあいなどのいじめが発生しやすい前段階から指導していくことも重要である。早期発見のための取り組みの具体は以下の通り。

【年間指導計画】

- ①生徒対象「いじめアンケート」…月1回
- ②学級担任による生徒への教育相談…年6回【学期に2回】
- ③生徒対象「ハイパーQU」…年2回【6月、11月】
- ④「ハイパーQU」の分析、検証、対策を目的とした全職員による研究会…年2回【8月、1月】
- ⑤P・学共催人権教育講演会（12月）の実施
- ⑥保護者対象「いじめ、体罰等に係るアンケート」…必要に応じて実施

(3) いじめへの対処

◇いじめられている生徒への対応

- ① 教職員で連携し、いじめを受けた生徒を徹底して守り通す。
- ② 個別に聞き取りを行い、事実関係について情報を収集する。
(いつ、どこで、だれから、何があったか、どんな方法で、複数か、どんな気持ちなど)
＊いじめを受けた生徒にも責任があるという考え方はあってはならない。「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝える。
- *安心して話ができる環境づくり、個人情報の取り扱い等に配慮する。
- *必要に応じて、他の生徒に聞き取りやアンケート調査を行い、情報を収集する。
- ③ 本人の意向を尊重しつつ、今後の学校の対応について説明する。
- ④ 繙続的な支援を行う。
＊いじめが解消したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、声かけや見守りを行う。

◇いじめている生徒への対応

- ① 教職員で連携し、いじめを完全にやめさせる。
- ② 個別に聞き取りを行い、事実関係や動機について情報を収集する。
(いつ、どこで、だれが、何があったか、どんな方法で、複数か、どんな気持ちなど)
＊必要に応じて、他の生徒に聞き取りやアンケート調査を行い、情報を収集する。
- ③ 学校の対応方針に基づいて、本人を指導する。
＊いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。またいじめを受けた生徒の心情を考えさせ、与えた苦しみや痛みなどに気づかせる。
＊不満・不安等の訴えを十分聴き、動機や背景等について多面的に理解するとともに、いじめを行った生徒の心の内面を理解する。
＊関係修復に向け、謝罪の気持ちを醸成する。
＊必要な場合は、警察等関係機関と連携し対応する。

④ 継続的な指導を行う。

*学校生活で、役割や活動の場を与え、所属感や成就感をもたせるとともに、教職員との信頼関係を構築する。

*その場の指導に終わることなく、いじめに係る行為が止んで、3ヶ月を経過し、いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じなくなるまで継続的に指導する。

◇友人、知人(観衆・傍観者)への対応

いじめは、「被害者（いじめを受けている子ども）」と「加害者（いじめている子ども）」だけの問題ではない。周りではやし立てたり、喜んで見ていたりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」もいじめを助長する存在である。周りで見ている子どもたちのなかから、「仲裁者」が現れる、あるいは直接止めに入らなくても否定的な反応を示せば、「いじめる子」への抑止力になる。いじめは全体の問題であり、「安心できる学校・学級づくり」をみんなで進めるという観点から指導する。

① いじめについての共通理解

*全校集会や学級活動等において教職員がいじめ問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気を学校全体に醸成していく。

*何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示する等の対策をとる。

② いじめに向かわない態度・能力の育成

*発達段階に応じて、生徒がいじめ問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。

*「いじめを受ける側にも問題がある」「大人に言いつけることは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題ない」などの考えは誤りであること、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、相手が苦痛を感じていれば、深刻な精神的危険になることなどを学ぶ場をつくる。

③ 自己有用感や自己肯定感の育成

*すべての生徒が、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、学校教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、認められていると感じる機会を提供し、生徒の自己有用感を高めるよう努める。

④ 生徒の主体的な取組の推進

*生徒が自らいじめ問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組（生徒会によるいじめ撲滅宣言や相談箱の設置など）を推進する。

◇保護者及び関係機関との連携

・いじめを受けた生徒の保護者

① 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。

*情報を適切に提供する。

*徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除く。

② 保護者の心情を理解する。

*絶対に先入観や憶測で対処しない。

*いじめを行った側への怒りや不安を傾聴し、いじめを行った生徒やその保護者の受け止めの様子や謝罪の意向等を伝える。

③ 今後の学校の対応について説明し、意向を聞き取る。

*学校の対応について説明し、理解や協力を得る。

*いじめを受けた生徒やその保護者がどのような対応を望んでいるのか意向を聞き取る。

- ④ 学校と保護者がともにいじめの解消に向けて支援するという姿勢を示す。
*学校や家庭でのよい点を認め、励まし、自信を与える。また生徒自身の自己理解を深め、自立への支援を行う。
*いじめを受けた生徒が抱える問題など、背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携も視野に入れて対応し、心理的ケアを十分に行う。

- ⑤ 継続的な連絡を行う。
*対応の経過や進捗状況、学校での生徒の様子等を保護者に隨時、説明し、信頼関係を構築する。

・いじめを行った生徒の保護者

- ① 事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡する。
*憶測で話をしない。
*問題とは直接関係のないことまで話を広げない。
- ② 保護者の心情を理解する。
*子どものよさを認め、保護者の苦労も十分ねぎらいながら対応する。
- ③ 学校の対応について説明し、理解や協力を得る。
*保護者が納得しない場合も、子どもの間で起きた事実に具体的に踏み込み、子どもの行為が相手にどんな苦痛を与えていているのかを丁寧に伝える。
*今後の子ども同士の関係修復に向けた道筋や、いじめを受けた生徒とその保護者が不安に思っている状況を伝える。保護者から謝罪の意向が出された場合は、いじめを受けた生徒とその保護者に伝え、被害側の意向を確認し、被害側の思いに沿った形で謝罪の場をもつ。
- ④ 学校と保護者がともに子どもを育てるという姿勢を示す。
*いじめを行った生徒が抱える問題など、背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携も視野に入れて対応する。
- ⑤ 継続的な連絡を行う。
*対応の経過や進捗状況、学校での生徒の様子等を保護者に隨時、説明し、信頼関係を構築する。

・関係機関との連携

学校だけでの対応では、十分な効果が見られない場合もあるので、必要に応じて、警察、児童相談所、市役所福祉課、医療機関、法務局などと適切な連携をする。また、そのために日頃から関係機関の担当者と情報共有をすすめておく。

(4) いじめ対応組織

(主に重大事態への対応)

いじめ対策委員会

(日常的な対応)

いじめ不登校対策チーム

校長

教頭

生徒指導委員会

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談コーディネーター、
特別支援コーディネーター、各学年主任、保健主事

※必要に応じて、各担当教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

※必要に応じて、関係保護者

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」の活用

佐伯市教育委員会「学校支援チーム」

・専門相談員(教員OB)・弁護士

・警察官OB・精神科医・臨床心理士

※ 校長が委嘱する学校関係者(学校評議委員及び育友会役員)

※ 必要に応じて、関係保護者

4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策と対応

- (1) 生徒及び保護者が、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、かつ、効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として各種授業や情報モラル研修会等を行い、SNS の利便性の裏に潜む危険性やいじめトラブルへの対処法等を学習できるようにする。
- (2) 教職員は、アンケート調査や教育相談等を利用し、生徒の SNS 等の利用実態や人間関係の積極的な把握に努める。いじめを把握した場合は、情報の共有を図り、ネット上のいじめが顕在化しにくいということを十分理解した上で、通信事業者等と連携を図りながら、関係する生徒に対する指導を適切に行う。
- (3) ネット上の不適切な書き込み等に対しては、問題の箇所を印刷、保存する等の措置を行った後、被害の拡大を避けるため、削除等の措置を講ずるとともに、必要に応じ、警察等と適切な連携を図る。

<学校による状況把握>

- 携帯、スマートフォンなどインターネット環境等の調査実施。
- PTA 資料等で保護者への啓発。

<生徒への対応>

- (1) 未然防止
 - P 学共催ネットモラルに関する講習会の開催。
 - 技術家庭科、道徳、学活でネットモラルについての授業実施。
- (2) 発覚した場合の対応
 - 基本的には、その他のいじめと同様の対応をする。
 - 被害者生徒への対応
 - ※きめ細やかなケアを行い、いじめられた子どもを守り通すことが重要。
 - 加害者生徒への対応
 - ※加害者自身がいじめに遭っていた事例もあることから、起こった背景や事情について、詳細に調べるなど適切な対応が必要である。また、十分な配慮のもとで粘り強い指導が求められる。
 - 全校生徒への対応
 - 個人情報保護など十分な配慮のもとで、全校生徒への事後指導を行い再発防止に努める。
- (3) 保護者対応
 - 迅速に連絡し、情報提供を行うなどして、学校の指導方針を説明し、相談しながら対応する。
 - 学校での対応には、限界があるので、警察への相談も進める。

<書き込みサイトへの削除依頼について>

- サイトの「お問い合わせ」や「ヘルプ」を確認し、削除依頼方法を調べる。削除したい箇所を具体的に指定し、運営会社や管理者に連絡する。
- 必要があれば法務局に連絡し、削除を依頼する。

(参考：大分県教育委員会「いじめ問題対応マニュアル」)

5 重大事態への対処

いじめにより、生徒の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会と協議の上、「いじめ緊急調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手する。

(1) 「いじめ緊急調査委員会」の構成

○校長、教頭、生徒指導主事、教務主任、学年主任、養護教諭等

※事案内容により構成員については市教育委員会と検討し、校長が任命する。

※構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

※「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト」の活用

(2) 活動内容

○発生した重大事態のいじめ事案に関する調査

○調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明

○市教育委員会への調査結果報告

※調査結果の説明について、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書を添えて、調査結果を報告する。

附則 いじめ事案（重大事態発生時）の対応 フロー図

いじめの防止・いじめの早期発見の取組（法第15条・法第16条）

